

熱海市別荘等所有税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月17日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第37号

熱海市別荘等所有税条例の一部を改正する条例

熱海市別荘等所有税条例（昭和60年熱海市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第3条」を「次条」に改める。

第11条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「前各号」を「前2号」に、「特別」を「、特別」に改め、同条第2項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改める。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第669条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。